

平成 27 年 3 月 27 日

八洲学園大学学則変更について

■変更理由

(第 4 条)

編入学の受入年次について柔軟な対応により、入学者の増加を図るため

(第 4 1 条)

所定科目の修得と本学卒業により、社会福祉主事資格の取得を可能とするため

■新旧比較対照表

新				旧			
(入学定員、収容定員) 第 4 条 本学の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。				(入学定員、収容定員) 第 4 条 本学の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。			
学科名	入学定員	3 年次 編入定員	収容定員	学科名	入学定員	3 年次 編入定員	収容定員
生涯学習学科	8 0 0	4 0 0	4 0 0 0	生涯学習学科	8 0 0	4 0 0	4 0 0 0
2 欠員のある場合には、2 年次及び 4 年次に編入することを認めることができる。							
(資格) 第 4 1 条 本学において取得できる資格は、次のとおりとする。 一 家庭教育アドバイザー 二 社会教育主事 三 司書 四 司書教諭 五 学芸員 六 地域スポーツインストラクター基礎資格 七 <u>社会福祉主事</u> 2 前項の資格取得に必要な事項は、別に定める。				(資格) 第 4 1 条 本学において取得できる資格は、次のとおりとする。 一 家庭教育アドバイザー 二 社会教育主事 三 司書 四 司書教諭 五 学芸員 六 地域スポーツインストラクター基礎資格 2 前項の資格取得に必要な事項は、別に定める			

■変更時期

平成 27 年 4 月 1 日